

**鳥取県告示第831号**

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。

平成19年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前		
3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 略		3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。） 略		
4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）		4 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）		
名 称	取 扱 事 務	名 称	位 置	取 扱 事 務
株式会社ゆう ちょ銀行	1 県税の窓口収納に係る事務 （中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。） 2 個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務	鳥取中央 郵便局	鳥取市東 品治町	個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納（継続して郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金の一部を払込金に振り替えてする払込みによるものに限る。）の事務
		広島貯金 事務セン ター	広島市東 区光町一 丁目	